

○加須市障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 23 日

告示第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の障害福祉サービス事業所の施設整備を推進し、障害者福祉の向上を図るため、事業所を整備する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）に対し、施設整備費及び設備整備費の費用の一部として補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 22 年加須市規則第 51 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第 2 条 この補助金の対象となる経費は、社会福祉施設等施設整備費県費負担（補助）金交付要綱（平成 18 年 3 月 1 日付け社福第 2226 号埼玉県福祉部長通知。以下「県要綱」という。）第 2 の 4 の表中（3）及び（4）に規定する施設の施設整備及び設備整備事業（以下「事業」という。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第 3 条 前条の経費に対する補助額は、事業に対して国庫補助金交付決定額と県補助金交付決定額を合計した額に 100 分の 10 を乗じて得た額以内とし、予算の範囲内において、市長が定める額とする。ただし、補助上限額は、1,000 万円とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 社会福祉法人の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付に係る事業計画・

変更計画書（様式第 2 号）

（2） 障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付に係る収支予算書
（様式第 3 号）

（3） その他市長が必要と認める書類
（補助金交付の決定）

第 5 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により事業の目的及び内容を調査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものであると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付決定の通知）

第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号。以下「決定通知書」という。）により代表者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 7 条 代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付請求書（様式第 5 号）に決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

（計画変更等の承認）

第 8 条 代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付変更申請書（様式第 6 号）に第 4

条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 県要綱等により交付される補助金の額に変更があったとき。

(2) 第4条第1号に規定する事業計画の内容に変更があったとき。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付決定変更・取消通知書(様式第7号)により、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分について既に補助金が交付されているときは、障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金返還命令書(様式第8号)により、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(事業実績報告書の提出)

第9条 代表者は、当該事業が完了したときは、障害福祉サービス事業所施設整備事業実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付に係る事業報告書
(様式第10号)

(2) 障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付に係る収支決算書
(様式第11号)

(3) その他市長が必要と認める書類
(交付確定の通知)

第10条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書の内容を精査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、代表者に対し障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付確定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、代表者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件等に違反したとき。

2 前項の規定は、前条の交付確定の通知があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金返還命令書（様式第8号）により、代表者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、代表者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例により返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第13条 代表者は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項の証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加須市障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付要綱（平成19年加須市告示第32号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされ

たものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付申請書

年 月 日

加須市長 様

法 人 名

施設の所在地

施 設 の 名 称

代 表 者 氏 名



事業に対し補助金を受けたいので、加須市障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 金 円

様式第2号(第4条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付に係る事業計画・変更計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所・通所(利用)定員

2 施設整備費に係る事業計画

- (1) 施設の規模及び構造
※配置図、各階平面図及び各室面積表を添付すること。
- (2) 整備費内訳
※既に契約済みの場合は、工事請負契約書の写しを添付すること。
- (3) 施工計画(工程表)

3 設備整備費に係る事業計画

- (1) 事業の目的及び内容
※設備品目一覧表を添付すること。

様式第3号(第4条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付に係る収支予算書

1 収入

区 分	予 算 額 (円)	備 考
国庫補助金		
県費補助金		
市 補 助 金		
合 計		

注 国及び県補助金交付決定通知書又は内示書の写しを添付すること。

2 支出

区 分	予 算 額 (円)	備 考
合 計		

様式第4号(第6条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長 

年 月 日付けで申請のあった加須市障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金について、加須市障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

事 業 名	
決 定 金 額	円
交 付 条 件	

様式第5号(第7条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付請求書

年 月 日

加須市長 様

法 人 名
施設の所在地
施 設 の 名 称
代 表 者 氏 名



事業に対し、加須市障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付請求額 金 円

金 融 機 関 名	銀行 支店
ふ り が な 口 座 名 義	
口 座 番 号	
預 金 種 別	普通 ・ 当座

様式第6号(第8条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付変更申請書

年 月 日

加須市長 様

法 人 名

施設の所在地

施 設 の 名 称

代 表 者 氏 名



年 月 日付けで申請した障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付申請について次の理由により変更がありましたので、加須市障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更の理由

様式第7号(第8条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付決定変更・取消通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長 

年 月 日付けで変更申請のあった障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金について、加須市障害福祉サービス事業施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

事業名	
決定区分	変更・取消
決定金額	円
交付条件	

様式第8号(第8条、第12条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

加須市長 印

年 月 日付けで交付した障害福祉サービス事業施設整備事業補助金について、加須市障害福祉サービス事業施設整備事業補助金交付要綱(第8条・第12条)の規定により、次のとおり返還を命じます。

事 業 名	
交 付 済 額	円
返 還 命 令 額	円
返 還 期 限	年 月 日
理 由	

様式第9号(第9条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業実績報告書

年 月 日

加須市長 様

法 人 名

施設の所在地

施 設 の 名 称

代 表 者 氏 名

㊟

事業の実績報告について、加須市障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定額 金 円

様式第10号(第9条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付に係る事業報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所・通所(利用)定員

2 施設整備費に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造
※配置図、各階平面図、各室面積表及び建物内外の主要部分の写真を添付すること。
- (2) 整備費内訳
※工事請負契約書の写しを添付すること。
- (3) 施工期間

3 設備整備費に係る事業内容

- (1) 事業の目的及び内容
※設備品目一覧表及び写真を添付すること。

様式第11号(第9条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付に係る収支決算書

1 收入

区 分	決 算 額(円)	備 考
国 庫 補 助 金		
県 費 補 助 金		
市 補 助 金		
合 計		

注 国及び県補助金交付確定通知書の写しを添付すること。

2 支出

区	分	決算額(円)	備考
合	計		

3 差引収支差額 円

様式第12号(第10条関係)

障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長 印

年 月 日付けで事業実績報告のあった障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金について、次のとおり確定しましたので、加須市障害福祉サービス事業所施設整備事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

事業名	
交付決定額	円
交付確定額	円
精算超過額	円
備考	精算超過額は、年 月 日までに返還してください。

様式第 1 号（第 4 条関係）
様式第 2 号（第 4 条関係）
様式第 3 号（第 4 条関係）
様式第 4 号（第 6 条関係）
様式第 5 号（第 7 条関係）
様式第 6 号（第 8 条関係）
様式第 7 号（第 8 条関係）
様式第 8 号（第 8 条、第 1 2 条関係）
様式第 9 号（第 9 条関係）
様式第 1 0 号（第 9 条関係）
様式第 1 1 号（第 9 条関係）
様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）